

浄化槽に関する法体系

浄化槽法

浄化槽法の目的は、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、これを通じて生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することとされています。

このため、浄化槽の製造、設置、保守点検および清掃の各段階で必要な規制をするとともに、これを実態面で担保するため、浄化槽に関わる者の責任と業務を明確化し、その身分資格を確立しています。すなわち、浄化槽工事業および浄化槽保守点検業の登録制度や浄化槽清掃業の許可制度を整備するとともに、浄化槽設備士および浄化槽管理士の国家資格を設けています。また、法の目的を達成するため、浄化槽の検査等を行い、不適正な使用状態が確認された場合、都道府県知事又は保健所設置市長が浄化槽管理者や維持管理の委託を受けた業者に対して、助言・指導や改善の勧告を行うことができる規定を設けています。

浄化槽法における行政・住民・関係業者の主な関係は下図の通りです。

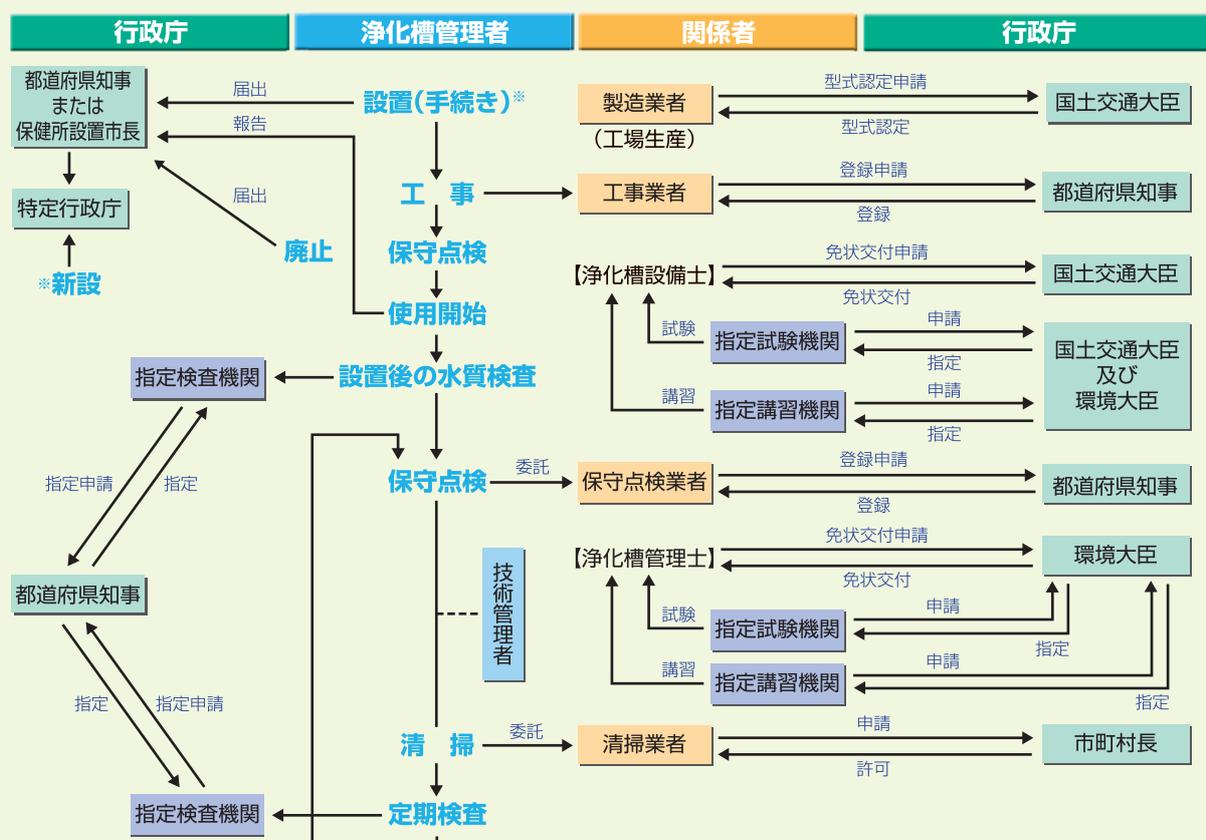


図-16 浄化槽法の主な仕組み

表-4 浄化槽法の内容

第1章 総則(第1条～第4条)	第7章 浄化槽設備士(第42条～第44条)
第2章 浄化槽の設置(第5条～第7条)	第8章 浄化槽管理士(第45条～第47条)
第3章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃(第8条～第12条)	第9章 条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(第48条)
第4章 浄化槽の型式の認定(第13条～第20条)	第10章 雑則(第49条～第58条)
第5章 浄化槽工事業に係る登録(第21条～第34条)	第11章 罰則(第59条～第68条)
第6章 浄化槽清掃業の許可(第35条～第41条)	

関連法規

水洗便所を設ける際、建築基準法の規定により公共下水道以外に放流する場合には、衛生上支障がない処理水が得られる性能の浄化槽の設置が義務づけられています。また、浄化槽の構造や設置後の建築確認や、設置区域および処理対象人員と浄化槽の性能との関係等は、建築基準法および同法施行令に示されています。浄化槽の整備計画や浄化槽污泥の運搬等については廃棄物処理法で規定されています。

さらに、一定規模以上の浄化槽については、水質汚濁防止法等により排水規制等が行われています。